

平成24年4月5日

保護者各位

社会福祉法人岡山こども協会
理事長 齊藤 忠志

感染症疾患に対する対応について

今まで、学校保健安全法に基づき、保育園という乳幼児の集団生活であることを考慮に入れて感染症における出席停止の期間を定めていましたが、今年度より厚生労働省の『保育所における感染症対策ガイドライン』に準じて対応させていただくことになりました。保育園は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことはもちろん、子どもたちが一日快適に生活できることが大切です。

変更内容の主な点につきましては、感染症の種類によって従来通り医師の治癒証明書が必要なものと、医師の診断を受け保護者が記入する登園届が必要なものとに分かれることです。下記の内容を周知ご理解いただき、ご協力いただけますようお願いいたします。

【医師が記入した治癒証明書が必要な感染症】

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
麻疹（はしか）	発症1日前から発疹出現後の4日後まで	解熱後3日を経過してから
インフルエンザ	症状がある期間（発症前24時間から発症後3日程度までが最も感染力が強い）	症状が始まった日から5日以内に症状が無くなった場合は、 <u>症状が始まった日から7日目まで又は解熱した後、3日を経過するまで（変更された箇所）</u>
風しん	発疹出現の前7日から後7日間くらい	発しんが消失してから
水痘（水ぼうそう）	発疹出現1～2日前から痂皮形成まで	すべての発しんが痂皮化してから（かさぶた等）
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺の腫脹が消失してから
結核		感染のおそれがなくなってから
咽頭結膜炎	発熱、充血等症状が出現した数日間	主な症状が消え2日経過してから
流行性角結膜炎	充血、目やに等症状が出現した数日間	感染力が非常に強いので結膜炎の症状が消失してから
百日咳	抗菌薬を服用しない場合は、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失し、全身状態が良好であること（抗菌薬を決められた期間服用する。7日間服用後は医師の指示に従う）
腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111等）		症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48時間をあけて連続2回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されたもの

※登園の際には、医師による治癒証明書が必要です。（治癒証明書は保育園にあります）

かかりやすい下記の感染症については、登園のめやすを参考に、かかりつけの医師の診断にしたがい、登園届の提出（保護者記入）をお願いいたします。なお、保育園での集団生活に適應できる状態に回復してから登園するよう、ご配慮ください。

【医師の診断を受け、保護者が記入する登園届が必要な感染症】

病名	感染しやすい期間	登園のめやす
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間	抗菌薬内服後24~48時間経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱は激しい咳が治まっていること
手足口病	手足や口腔内に水泡・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水泡・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑（りんご病）	発しん出現前の1週間	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎 （ノロ、ロタ、アデノウイルス等）	症状のある間と、症状消失後1週間 （量は減少していくが数週間ウイルスを排泄しているので注意が必要）	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間（便の中に1か月程度ウイルスを排泄しているので注意が必要）	発熱や口腔内の水泡・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RSウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱疹	水泡を形成している間	すべての発しんが痂皮化してから（かさぶた等）
突発性発しん		解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと

※登園の際には、下記の登園届（保護者記入）の提出をお願いいたします。

（なお、登園のめやすは、こどもの全身状態が良好であることが基準となります）

※登園届は保育園にあります。

（例）

登 園 届（保護者記入）	
〇〇〇保育園園長殿	
組 名 前 _____	
病名 [_____]	と診断され
年 月 日 医療機関名 [_____]	
<p>において症状が回復し、集団生活に支障がない状態と判断されましたので登園いたします。</p>	
年 月 日	
保護者名 _____	印 _____